

図書館の「仲よし」の源を究める

名古屋女子大学
雨森 弘行

1. はじめに

図書館は、人類の知的・文化的な情報資源へのアクセスとその利用をすべての人に保証し、さらに、そこに新たに創造された資源を加えた知的・文化的な情報資源を将来に継承するという崇高で重要な使命 (mission) をもっている (高山「図書館経営論」)。そして、図書館はランガナータンの「図書館学の五法則」や日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」などに表明されている“万人に開かれた”存在としての崇高な理念に基づいて運営されている。昭和25年に制定された図書館法には、図書館間の相互協力について規定されているし、大学図書館間における図書資料の文献複写を含む相互貸借に関しては、医学図書館界における活動に象徴されるように、図書館法制定以前から活発に行われている。けれども、それにもかかわらず、図書館の直接利用の側面では、実際には多くの図書館において制度上、未だ利用者の属性による館外貸出し利用上の規制が行われているのが実情である。

ところで、一般の貸本屋は図書館のようなレファレンス・サービスも貸本屋同士の相互貸借も無く、また、貸本屋としての高邁な理想を掲げて事業を行っているところは、おそらく無いであろう。しかし、利用者は来店して利用料金を払いさえすれば、誰でも、それこそ世界中の誰でもが何ら差別されることなく、そこに在る図書を借用できるという点では、万人に開放されている施設であるといえよう。その開放性においては、残念ながら、現実の図書館は未だ制度的には未成熟であると言わざるを得ない。図書館も有料にしない限り、この問題は解決しないのであろうか。

筆者はかつて、大学図書館と公共図書館それに国立の学術情報センター (現「国立情報学研究所」(NII) の前身) とに在職した経験を通じて、この図書館利用上の規制について素朴な疑問を持ち続けてきた。いま、図書館の現場からは離れたものの、

一私立大学の経営の仕事に従事しながら、学内の図書館 (昨年度から「学術情報センター」に改組) の運営に間接的に係る中で、改めて図書館のこの問題について考察する必要性を感じている。

2. 大学図書館における相互利用の規制と緩和

国立大学の図書館では現在、国立大学図書館協議会の制定した「国立大学図書館間相互利用実施要項」(平成12年6月28日)によって、国立大学に所属する研究者 (教職員、大学院学生等) は、他大学等の図書館で身分証明書又は学生証を提示するだけで、館内閲覧等のサービスを利用できるようになっている。

実は、この制度は最初、昭和55年6月に仙台で開催された第27回国立大学図書館協議会総会において、図書館相互協力調査研究班 (主査館 横浜国立大学) から報告・提案されたものであるが、その時は、総会の議長の一人であったある大規模大学の図書館長の強硬な反対に遭って棚上げとなり、翌年の同協議会第28回総会 (沖縄) においてようやく承認され、翌57年度から、国立大学の附属図書館間において制度化されたものである。もっとも、当時はその利用手段として、利用者が所属する大学の図書館が予め発行する「共通閲覧証」を必要とする制度として発足したものであるが、20年の歳月を経て、その手段がより簡素化されて現行の制度に落ち着いたという歴史的経緯がある。

それ以前は、他大学の図書館を利用するためには、利用先の大学図書館の大学所属の教官の紹介状か、利用者の所属する大学の図書館長の紹介状など、利用者の身分を保証する何らかの“お墨付き”が必要とされていた。つまり、今では自明のこととされている現行の制度が定着するまでに、2年間の審議を経た後、更に18年間に及ぶ長い年月を費やすことになったのである。それでも未だこの制度は、今なお館外貸出までも無条件で保証するまでには至っていないし、学部学生は、依

然としてこの制度の対象外とされている。大学図書館では、なぜこのように利用者規制が行われているのであろうか。

3. 大学図書館の利用規制の要因

大学図書館は、設置母体の大学の学生及び教職員に対してサービスを提供するのが第一義的な目的であるから、特別の事情のない限り、他大学の構成員にまでサービスを拡大する必要はないと考えても、一般常識的には不思議はない。だから、規制緩和を許容した大学でも、当該大学の構成員から見れば、いわゆる学外者に対する“門戸開放”は、むしろ歓迎すべからざる措置であったと受け止められているかも知れない。ただ、大学は学問の府であり、“学問の自由”の精神によって支えられている機関であるという観点からみたときに、閉鎖的な姿勢でいるよりも、調査研究の必要が認められる場合に限り、しかも、館内閲覧に限定するのであれば、他大学の大学院学生を含む研究者にも利用を認めてもよいという程度の“門戸開放”が行われたことには、さほど抵抗はなかったといえようか。それでも未だ昭和57年の時点でも、一般市民に対する公開を制度化するまでには、機が熟していなかったのである。

国立大学図書館の一般市民に対する公開が制度化されたのは、それから4年後の昭和61年9月、やはり同協議会の大学図書館の公開に関する調査研究班の「国立大学図書館における公開サービスに関する当面の方策について」という報告書がきっかけとなった。そして翌年度から漸次、各国立大学において学内関係規程の改正等により制度化が進められていった。このときも、大方の国立大学では、大学自体が国民の税金で賄われている以上、それは拒否するわけにはいかないだろうという、やや消極的な論理に後押しされて公開が実現した感が無きにも非ずであった。

このように、かつては国立大学においてさえ、そのように考えられていたのであるから、まして、大方の私立大学においては、大学が収集した図書館の蔵書は、いってみれば“私有財産”であり、たとえ館内利用であっても学外者の利用に規制を加えるのは当然のことであると私大関係者が見做していたとしても、疑問を差し挟む余地はあまり無かった。そのため、ある地域における国公立

大学の間で、共通のルールに基づく相互利用制度を発足させようと筆者等が試みたときに、容易に合意が得られなかったという苦い経験がある。

4. 大学図書館間の協力制度の進展

そのような過程を経ながらも、個別大学の枠を超えた大学図書館間の相互利用に係る全国的な協力体制が整い出したのは、先述した医学図書館等、一部の専門図書館群における戦前からの制度化の例を除いては、昭和50年代の半ば頃からであったといえよう。即ち、それまで大学図書館の現場において自然発生的・慣例的に行われていた図書館間文献相互貸借業務を、文部省が昭和54年度から「国立大学等図書館間相互における文献複写業務」として制度化したことや、同じ昭和54年7月、それまで大学図書館界が設置者別にそれぞれ全国的に組織化されていたところに、初めて横断的に連絡調整を行う組織として国公立大学図書館協力委員会が発足したこと、そして何と云っても、昭和56年1月に出された「今後における我が国の学術情報システムの在り方について」という学術審議会の答申に基づいて、昭和61年4月に文部省が国立大学共同利用機関として学術情報センターを設置したことが直接的な契機となったことは事実である。それ以来、「国公立大学図書館間文献複写に関する協定」（昭和62年2月）（これは平成12年10月に「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」として更改）をはじめ、「現物貸借申し合わせ」（平成元年6月、国立大学図書館協議会）、「国立大学図書館におけるNACSIS-ILLシステム利用指針」（平成9年5月、同上）、「ドキュメント・デリバリー・サービスの運用について（申し合わせ）」（平成13年6月、同上）等の協定が、国立大学間あるいは国公立大学間において、協議会等の組織により次々に制定されていった。

特に、学術情報センター主導の「学術情報システム」における「学術情報ネットワーク」の敷設と、目録所在情報事業の根幹をなす「NACSIS-CAT」の構築、そしてこれらのシステムを基にした「NACSIS-ILL」システムの稼動、更には「WebCAT」の公開は、名実共に大学図書館ネットワークの確立に貢献するとともに、公共図書館をも含む図書館間の相互貸借サービスの飛躍的な発展を促したことは周知のとおりである。このような進展が図られる一方で、現在、一般市民に対する利用開

放についても改革が進んできており、図書資料の館内利用は勿論のこと、館外貸出まで許容する大学図書館が、国公立を問わず増えてきている。その背景には、設置母体である大学自体が、大学改革の一環として、いわゆる“生涯学習”や“社会貢献”を大学の使命の基本的な柱の一つに掲げるようになったこともあり、それが図書館の開放を強く促していることは否めないであろう。

このように、大学図書館自体は物理的には以前とあまり変わってなくても、関係団体の意思形成ないしは国の行政指導により、あるいは設置母体の大学の理念の変化によってその利用制度が変わり得ることを、これらの事実は物語っている。

5. 公共図書館における利用規制と緩和

他方、公共図書館においても、“いつでも、どこでも、誰でも”や“開かれた図書館”といったスローガンが掲げられ、後述するように、県域レベルの公共図書館ネットワークが次々に構築され、図書館間の資料相互貸借や協力貸出が活発に行われている。けれどもその一方で、個々の図書館の現場では、その図書館の設置母体である自治体の住民か、その自治体の中に所在する事業所の勤務者か、その自治体に所在する学校の生徒・学生でなければ、直接館外貸出しは受けられないという規制を制度化している公共図書館が、依然として多数存在している。筆者の在職した三重県立図書館でも、かつては、他県民には館外貸出しをしないことはもちろん、同県民であっても利用者年齢制限が加えられていたのであるが、平成6年10月の移転新築を契機として、「すべての図書館をすべての利用者に」というスローガンを掲げて、その利用者規制の根拠となっていた教育委員会規則を改正することによって制度を一新し、世界中の誰が来館しても、館内閲覧は勿論のこと、直接館外貸出しもできる、文字どおり“開かれた図書館”に改革した経緯がある。

そのときにも、やはり大学図書館の場合と同じように、公共図書館といえども、設置母体である地方自治体の住民の税金によって賄われているのであるから、他の自治体の住民や外国人が直接貸出しを受けられないとしても仕方がないというのが、“世間一般の常識”とされていたのである。しかも驚いたことに、図書館の司書の中にさえ、そ

の規制を撤廃することは地方自治法に抵触するからという理由で、規則改正に対して強硬に反対する者がいたのには唖然とした。利用者を差別してはいけないという公共図書館での基本的な倫理を弁えているはずの現場の司書の中にさえも、このような誤解と偏見によってこの問題を捉えている者がいるという事実を知って、そのとき暗然とした気分になったことを覚えている。幸いにも、この県立図書館の場合は、当時の開明的な教育長の理解を得て規則改正が間に合い、開館間際に辛うじて新しい制度化へ踏み切ることができたのである。しかし、今なお依然として全国の相当多くの公共図書館において、“在住、在勤、在学”を原則とする利用者への貸出規制が行われているのが現状である。

例えば、東北地方のある町立図書館では、ある著名な作家の蔵書の受贈を契機に開館したが、それまで町内の施設に別置されていたそのコレクションは、全国の研究者や愛好家などが出掛けてきて自由に閲覧・借用することができていたのに、この公共図書館の蔵書に組み込まれた途端に、件の利用規制のために、毎年其の地にしばらく滞在する“常連”であっても、町民でないという理由で、一般書共ども一日の貸出しも受けられなくなってしまい、顰蹙を買ってしまったという事例がある。筆者は、その利用者に同行してその場に居合わせたのが、その時、この出来事がその利用者、公共図書館一般に対する強い不信感をも植付けてしまったのは誠に遺憾であった。

しかしその反対に、山梨県の八ヶ岳大泉村図書館のように、初代館長の高い見識によって、このような貸出規制もなく、しかも、ここの特色ある蔵書として受入れた言語学者の金田一博士のコレクション約2万冊も、一般図書と同様に館外貸出しも可能としているような公共図書館が存在しているのも事実である。同じ公共図書館でありながら、なぜ、このような違いが生じてくるのだろうか。

6. 図書館の“原資”論議から“仲よし”の哲学へ

公共図書館が自治体の住民の税金で成り立っているといっても、国からの地方交付税を導入している自治体においては、その財源の中に国民全体の税金が何パーセントかは含まれていることにな

り、厳密にみれば、そこの自治体住民の税金だけで成り立っているとは言い難い。同様に、大学図書館の場合でも、私立大学といえども、私学に対する国からの諸々の補助金が導入されている現実をみると、図書館の蔵書を法的にはともかくとして、すべて“私有財産”であるが故に、学外者には門戸を狭めても何ら憚るところはないと言いきれるだろうか、という疑問が残る。

しかし、筆者はこの図書館の利用規制の問題を、このような“原資”論議や“財産”論議によって解明したいとは思わないし、図書館の実務者や研究者にも同じことを望みたくはない。もし、法的な権利関係を明らかにするのであれば、法律学や経済学を援用して論究すればよく、図書館情報学としてはこの観点から考究してほしくはない。なんとすれば、この問題こそ、図書館運営上の最も基本的な課題の一つであって、それ故、これは形而上学的に考究されるべきテーマであると思うからである。その理由は、前述した図書館における利用上の諸問題が、今なお全国的な制度としては未解決のまま推移しているのは、この問題解決のための哲学的な理論付けが極めて薄弱であることにも起因していると思われるからである。それ故、大方の図書館では、館長及び専門職員がよほど強固な意志と改革への熱い情熱を持ち合わせていない限り、このままの状態を現状を打開していくエネルギーを発揮しつづけることは、極めて困難であると思えてならないのである。

ここで、図書館間の相互協力や個別図書館の利用者への公平な公開が行われている状態（関係）を、仮に「図書館の“仲よし”」と名付けるならば、この「図書館の“仲よし”」の進展こそが、図書館発展の原動力になっているといっても過言ではないであろう。そして、その“仲よし”の関係を築き、支えていくのは、“仲よし”についての確たる哲学と、それを土台とした図書館専門職に固有の“公平無私、博愛及衆（私造語）”の精神が不可欠であるといえるのではあるまいか。そのような“仲よし”が成立つためには、そもそも図書館の蔵書とは何かということについて、館界における共通認識が深まる必要がある。

7. 図書館の蔵書とは何か

図書館の蔵書というものについて筆者は次のよ

うに考えている。それは、図書館の蔵書を構成する個々の図書資料の内容（コンテンツ）は、“誰かのものである文化的財産”として捉えるのではなく、あえて言えば、“誰のものでもない文化的資源”（所有権を超越した存在）として捉えるべきであると考えている。なぜならば、そのコンテンツは、有史以来、万人の営為の所産を基にして創造された知識の集成されたものであり、例え、それが一個人の全く独創になるものであると見なされたとしても、そしてそれが現に法によって知的財産として保護されている存在であるとしても、その創造の源を辿るならば、そこにも万人の営為が教育・学習などを通じて作用していることは明らかであるからである。そして何よりもコンテンツは、万人に読まれ、活用されるためにこの世に創出されたものに他ならないからである。そのことは学術研究所産である学術論文を例にとれば分かり易いが、文学や芸術に係る作品の場合であっても、原理的にはそのように言い得るであろう。

この考え方からすると、図書館が自らの見識と責任に基づいて選書を行い、蔵書を構築するという行為は、次のように説明することができる。即ち、図書館が有償・無償を問わず図書館に図書資料を受入れるということは、法的には、それまでその図書資料の所有者であった書店あるいは出版社又は著作者や所有者個人から、図書資料の所有権が図書館に移転することになるわけであるが、それは同時に、それまで“誰かのものであった情報媒体としての図書資料”の中から、その“誰のものでもないコンテンツ”を、図書館という空間（領域）の中に取り出して、本来あるべき状態—即ち“誰のものでもない文化的資源”の状態—に移してやる行為であると言い得る。そしてこのコンテンツは、新たな蔵書の構成要素に加えられ、その蔵書を更に充実していくことになるのである。

この“誰のものでもない”という概念は、例えば“田園風景”のようなものになぞらえることができようか。即ち、“田園風景”は、その構成要素である個々の田畑は様ざまな人々の営為によって歴史的に形成されてきたものであるが、それらの総体としての“田園風景”そのものは、誰のものでもない。それ故、誰もがそれを自由に眺めたり、写生したり、写真撮影するなど活用（鑑賞）できる、いわば“風景資源”とでも言い得るのに似て

いるといえよう。

図書館の蔵書とは、そのような掛け替えのないコンテンツの蓄積された文化的な資源をいうのであって、従って、その蔵書は、“誰もが仲よく一定の公平なルールに基づいて自由に利用し得るもの”として、図書館とその専門職（司書）によって“公平無私、博愛及衆”の精神に基づき、管理運用されなければならないということになる。図書館無料の原則もそこから容易に導き出されると思うし、また、図書館における図書資料の複製や、国内外の図書館間におけるドキュメント・デリバリーシステムの構築についても、それ故にこの原理から、その正当性を裏付ける理屈が容易に導き出されるはずである。そして、それは原理的に図書館のネットワーク化を促す。筆者が好んで引用する「すべての図書館をすべての利用者に」というスローガンの真意もこの考え方に依拠しているといつてよい。

ただ、ここで誤解のないようにお断りしておきたいのは、筆者はけっして知的財産権を認めないとか、著作権法を無視してもよいと主張しているわけではない。それらの問題は、図書館ではいわば形而下の問題として捉えて、例えば包括許諾制の導入などによる然るべき対応措置を考えればよいことである。肝心なことは、図書館の使命が、ランガナータンの法則を始めとして、国内外の図書館学者や職能団体の高邁な理念によって定義付けられているにも拘らず、それが単に抽象的な理想論のままで止まっているために、図書館の現場ではサービスの基本原則を策定しようにもその哲学が容易に定まらず、内部職員の意識やその時どきの組織のトップや上位組織の方針、あるいは周りの環境の変化によって、当事者が右顧左眄させられるような状態を一刻も早く無くすることである。そのためにも、確固たる哲学と、それを説明できる明解な論理を確立することが、図書館界における喫緊の要務であると思うのである。

8. 図書館ネットワークはなぜ拡大するのか

大学図書館同士や公共図書館同士が、図書資料の相互貸借あるいは協力貸出のためのネットワークの構築を既に行っていることは前に触れたが、“館種を越えた図書館ネットワーク”の実現は、長い間の図書館界の悲願の一つであったといつてよ

い。既述したNACSIS-ILLシステムではそれが一部実現しているわけであるが、地域的な規模でも、図書館の専門職をはじめ関係者の努力によって、館種を越えた様ざまなネットワークが、近年各地で形成され、整備充実が進んでいることは喜ばしいことである。

例えば、千葉縣市川市では、市内のすべての学校図書館と市立図書館との間で図書館ネットワークが構築され、週2回の自動車便による物流システムと総合目録データベースの活用によって活発な図書資料の相互貸借活動が行われており、学校教育の充実のみならず市民の生涯学習活動にも大きく貢献している。また三重県では、県内のほとんどの公共図書館と高等学校図書館、それに三重大学を始めとする大学図書館等との協働による図書館ネットワーク（MILAI）が形成され、標準化された目録基準による集中型の総合目録データベースが構築されて、これをインターネットを介したILLシステムによって、参加図書館間のもとより、県外の図書館からの相互貸借依頼にも活用されており、一般市民、学生、研究者等各層からの各図書館蔵書への迅速なアクセスの機会拡大に効果をあげている。

このように図書館ネットワークは、原理的に、館種を越えて拡大する一方で、国境を越えてグローバルなネットワークとして成長する方向にも向かうことになる。その例としては、先述のNIIのNACSIS-ILLシステムが、英国の主要大学図書館等やBLDSCとの国際接続を行っているのに続いて、現在新たに、米国のOCLCとの国際接続を介して、米国の大学図書館等との間のILLシステムの開設を実現し、国際ILLサービスを支える基幹システムの一つとして成長し続けている。そして、今後は更にRLGとの接続も予定されている。

勿論これらのネットワーク拡大の過程においては、当然のことながら、経費の支払い方法の問題や著作権法に係る様ざまな問題が付随してくるが、たとえそれらの問題解決が後回しになっても、当事者達はそれらには拘泥せずに構想の実現に向けて前向きに取り組んできたし、今も取り組んでいる。それは、とにかく情報資料の迅速・円滑な入手を求めている利用者が存在する限り、その要求を満たす「図書館の“仲よし”」の実現を最優先に考えようと彼らが常に志向している現われに他ならな

い。そのような高い見識と強い意志を持った図書館の実務者—これこそが真の図書館専門職と呼ぶのに相応しいといえよう—の発想・発意と意志によって、彼らをはじめとする研究者及び図書館・情報行政関係者達による最大限の努力がネットワークの構築に関してこれまでに払われてきたし、今もなおその努力が傾注されている。その結果として、図書館ネットワークが拡大していつているのである。これは、今後おそらく図書館という領域すらも越えて更に拡大していくであろう。

それを推し進めるのは、国や自治体によって制定される法令のためでもないし、策定される行政施策のためでもない。それはいうまでもなく図書館の利用者たる地域住民や大学等の学生や研究者達のためであり、究極において人類の福祉に貢献するという図書館の崇高な使命を達成するためである。およそ、人が何かを知りたい、学びたいと欲することは、生きるための食物を摂取することに準ずる“生存”の条件であるといえよう。だとすれば、それを万人に保証するために存在している図書館と図書館の専門職の意義とその責任は誠に重大であるといわねばならない。そこには法規範の衣を纏った功利的あるいは打算的な観念の入り込む余地はほとんど無いといってよい。図書館の蔵書は図書館の備品であるとか、住民や研究者の財産であるといった皮相な観念に捕われている限り、図書館の真の公開は進まず、図書館ネットワークの拡大も覚束ないであろう。それ故、その拠って立つ哲学は磐石のものにしておかなければならないのである。

9. 図書館の「仲よし」の源を究める

最近インターネットの世界で話題となった、複数のパソコンのネットワーク化に主として使用されるサーバーのOSである「リナックス」は、1991年、ヘルシンキ大学の学生だったリーナス・トーバルズによって開発されたものであるが、彼はそれをパブリック・ドメインの中に保管することによって、そのOSの使用・収益を万人に開放するとともに、更なる改良の作業に、何時でも誰でもが自由に無料で複製（ダウンロード）することができるようなオープンソースにした。そして現在、結果的に動作の安定性などで高い性能をもつOSに成長している。インターネットやモバイル・コン

ピューティングの急速な発達に伴って、「知的財産権」について考えさせられる機会が急速に増えてきた今日、このリナックスの思想は、我々に極めて重要な示唆を与えてくれる。

そのような思想が電子情報の世界で生まれつつあるときに、図書館界においては、図書館同士あるいは図書館と利用者の“仲よし”が、その時々との関係者の意識のレベルに左右されながら、辛うじて、“協力”や“開放”といったキーワードの下にその命脈を保っている状態、あるいは、図書館の真の開放を実現するためには、これを公設有料の貸本屋にするしかないという議論が生じかねない状態から一日も早く脱却することが必要である。そして、図書館の使命を達成するためには、図書館の“仲よし”が徹底して実現されることが不可欠であって、それには、図書館同士は素より、図書館を越える関係機関をも含むネットワーク化による“協働”の体制を整えることと、そのネットワークに包含されるすべての図書館等の蔵書へのすべての利用者の公平なアクセスを制度的に保障することが、この“仲よし”の淵源であるという哲学が確立されることが是非とも必要である。

おそらくその哲学を考究するに当たっては、まず、「図書館の“仲よし”」の概念を明らかにすることが必要になるだろうが、その場合、“誰のものでもない”という超所有の概念をその「内包」において論じるとともに、その「外延」においては、全世界を包含するグローバルな図書館ネットワークの概念まで論及することが必要になると思う。いずれにしても、今後における図書館—その機能及び形態は既に名称の変化に象徴的に現れているように、今後も大きく変化していくことが予想される—が、どのような時代の変化に晒されようとも、その基本的な使命を達成するために必要な確固たる哲学的基盤が構築されることが切望されるのである。

参考文献

1. 『第49回国立大学図書館協議会総会資料』（平成14年6月、国立大学図書館協議会）
2. 『国立情報学研究所の開発・事業』（平成14年5月、国立情報学研究所）
3. 高山正也『改訂図書館経営論』（平成14年4月、樹村房）
4. 雨森弘行「ネットワーク時代における図書館経営」『現代の図書館』34（1）（1996年3月）

5. 柴田正美「地域図書館ネットワークと大学図書館」『大学図書館研究』No. 46 (1995年4月、学術文献普及会)
6. 石井敬豊「図書館資源共有の理論モデルのための枠組み」『図書館資源の共有理論とその検証』(1996年8月、日外アソシエーツ)
7. 永田治樹「ネットワーク環境における図書館協力」『図書館経営論の視座』(1994年7月、日外アソシエーツ)
8. 小林路子「学びを育てる図書館事業」『子どもと歩む市川市の教育改革』(小川正人、最首輝夫編、平成13年4月、ぎょうせい)
9. 小林是鋼「小さな村の大きな挑戦」『公共図書館の情報化・サービスの高度化』(1999年3月、AVCC)
10. 『現代用語の基礎知識』(2002年1月、自由国民社)